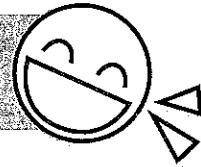


## 不動産登記掲示板

# 泣き笑い 千例集



《今月の管理人》司法書士 櫻井恵子@大阪会

### アメリカのお寺事情

相続登記の依頼を受けた時、当事者の中に海外在住の外国籍の人がいる場合、相続人の特定にいつも不安が付きまといいます。韓国や台湾のように戸籍制度があったり、ドイツのように裁判所が相続人の証明書（エルブシャイン）を出してくれることもありますが、ほとんどの国では相続に関する証明書類は取れません。そこで、まず最初に依頼者に出生証明書、婚姻証明書、死亡証明書を取ってもらいます。「出生証明書」で両親の氏名が分かります。国（米国、フィリピン等）によってはその母親のその時点で出産した子供の数が分かることもあります。「婚姻証明書」で各々の両親の氏名が分かります。そして、「死亡証明書」で、両親の氏名、配偶者のこと（婚姻の有無、配偶者の氏名・生死・離婚の事実等）が分かることがあります。これらの書類は、司法書士の職務上請求というわけにいきませんから、通常、現地の相続人に依頼し集めてもらいます。

昨年、受託した事件でほぼ1年がかりで相続登記が完了したケースは、登記簿上の所有者から家督相続した甲が妻乙と米国に移住し、アメリカ国籍を取得、甲乙に子供はなく、甲は昭和48年に、乙は昭和54年に米国で死亡しているというものでした。甲、乙とも兄弟相続となり、相続人は合わせて77人。相続人全員日本在住で、米国に知り合いもなく、米国で甲乙の死亡証明書を取得してくれる人はいません。唯一の手掛かりは依頼者が持つてこられた戒名の書か

れた紙でした。それで、死亡日、最後の住所地と信者であった仏教会の名前が分かりました。

米国の領事館で日本から死亡証明書を取得する方法を尋ね、紹介された機関にインターネットで申込みをしました（これも試行錯誤で1か月以上かかりましたが…）。乙のものは取得できましたが、甲につき該当なし。万策尽きて、駄目元で上記仏教会にメールをしてみました。甲の死亡を証明する手掛かりになるものはないか、甲乙間に子供はいなかったのかという点を質問しました。何も連絡がなく諦めておりましたら、1か月近くたって甲、乙の過去帳と甲の死亡通知の記載のある新聞の切抜き2通が送られてきました。おそらくその仏教会の新聞が現地の日本人会の新聞と思われますが、喪主が乙であったこと、日本から参列した兄弟の名前（戸籍と一致しました）、本人の略歴が書かれています。子供の記載はなく子供はなかったであろうことが推測できました。34年も前の記事を探して送っていただいたことに感謝感激しました。この記事から甲の名前のアルファベットが違っていることも分かり、その名前で死亡証明書を申請すると入手することもできました。

以前、別件でもある国の日本人会の新聞記事に助けられたことがあります。このようなケースの場合、最終的には相続人全員と思われる人々の宣誓供述書や上申書により相続人の特定をすることになると思いますが、私は確信が持てるまで可能な限り事実の収集はしたいと思っています。

(管理人)